

議事日程(第5号)

令和4年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第39号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第40号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第41号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 請願第1号 県営経営体育成基盤整備事業柵瀬地区受益者負担軽減に関する請願について
- 日程第6 発議第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第10 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第39号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第40号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第41号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 請願第1号 県営経営体育成基盤整備事業柵瀬地区受益者負担軽減に関する請願について
- 日程第6 発議第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第10 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永	恵子君	事務局長補佐	井戸川	隆君
議事調査係長	橋本	由香君			

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木	敏之君	副町長	稲井	義人君
教育長	島埜内	遵君	農業委員会会長	坂本	弘志君
代表監査委員	森	弘道君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長				野中	康弘君
財政経営課長	飯干	雄司君	建設管理課長	吉田	聖彦君
農業政策課長	濱本	明俊君	農業委員会事務局長	杉	英樹君
地域政策課長	日高	茂利君			
会計管理者兼会計課長				鳥井	和昭君
町民生活課長	鳥取	和弘君	健康保険課長	山下	美穂君
福祉課長	杉田	将也君	税務課長	宮越	信義君
上下水道課長	渡部	忠士君	教育総務課長	横山	英二君
社会教育課長	岩佐	康司君			

---

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。議会運営委員会の

御報告をいたします。

6月17日金曜日午前9時半より、第3会議室において議会運営委員1人欠席、ほか全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告をいたします。

今定例会に新たに付議されました案件は、発議第3号水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書の1件であります。この1件を追加提案することで出席委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

---

### 日程第1. 認定第1号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、認定第1号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。本件は、特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審議結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 15番。令和4年第2回定例会において、特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、認定第1号の1件であります。

特別委員会における認定及び審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は6月14日、15日の2日間、審査は第1会議室にて行い、議長を除く、14日1名欠席、15日1名欠席、12名の議員出席の下、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本件に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、認定第1号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

今回の認定は、工業用地造成事業に関する特別会計で、既にキヤノン株式会社への工業用地売却を完了、令和3年度は地方債の償還に係る経費の支出のみとの説明、質疑に入り、委員より県貸付分地方償還金元金1億6,100万円は、県の指導で償還したものか、それとも高鍋町が自主で償還したものかの質疑に、高鍋町として事業が終了しているので繰上償還を県に相談し、償還を行ったとの答弁がありました。

以上、質疑を打切り、討論なく、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会に付託されました、認定及び議案について御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。これから討論を行います。

認定第1号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。認定第1号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

キャノン誘致に関しては、町長は長崎に、大分に行くはずだったのをうんぬんと無理やり高鍋に誘致されたかのような発言がありました。長崎キャノンの形状を見てください。建設できる余地はございません。また、大分キャノンに作れない理由は人事です。既に木城町で一定の技術を取得した従業員が多数存在し、派遣社員を含め安くて優秀な社員が雇える環境にあったからです。また、東九州インターへのアクセス条件、津波などの災害対応もできる条件があったからです。冷静に判断すれば、高鍋町が有利にことを運ぶことは容易だったはずで、それを高鍋町が無理やり誘致するかのごとく状況におかれた、大分キャノンの政治勝ちというところではなかったかと推量できます。

しかし、使ったお金を元に戻せないということも私は理解をしております。二度と同じ間違いに陥らない最大の学習は、何がよくて何が悪かったかをしっかりと概要把握を行うことではないかと私は思います。

町長は、二言目には企業誘致こそ高鍋町に必要な最大のことだと言われます。松岡議員の資料にもありましたように、これまで使ってきた企業立地補助で終わりにしていただきたい。企業立地補助は凍結し、町民のための税金の使い方に変わっていただくことを要望して、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、認定第1号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

## 日程第2. 議案第39号

○議長（緒方 直樹） 日程第2、議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。本件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。14番、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。報告します。

令和4年第2回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分についての1件です。

令和4年6月16日第3会議室にて、委員1名欠席の6名、担当課、要点筆記の事務局職員出席の下、詳細資料に基づき説明を受け、審査を行い、令和4年6月17日に委員全員出席で調査まとめを行った結果を報告します。なお、全ての審査を報告したいところですが、一部の報告となることを御容赦ください。

今回の補正予算では、高鍋駅舎改修工事の実施設計変更業務委託料、ヤンバルトサカヤスデ共同研究委託、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、HPV感染症ワクチンに係る償還金、教職員住宅に係る土地及び建物鑑定評価、メール配信システムシステム改修委託等の説明がありました。

担当課ごとに報告します。

まず、地域政策課総合政策係では高鍋駅舎改修工事实施設計について、資料として契約書及び変更設計書を提示させ、JR九州の試算により判明した鉄道運行に係る重要機器の多額の移転費用を抑えるために、駅舎内スペースの配置等を見直し、重要機器を移転せず済むように、設計を部分的に修正するものと説明がありました。

重要機器とは何なの質疑に、線路等の制御を行う設備である。

駅務室は賃料を取るかの質疑には、駅舎土地はJRが高鍋町に無償で貸し出しているが、JRが駅機能を存続させるために必要で、賃料はなしの契約であると答弁がありました。

次に、町民生活課です。現在、ヤンバルトサカヤスデ駆除に使用している駆除剤は誘引作用があるため、家屋の周りに散布するとヤスデが寄ってくるデメリットがあり、大量の死骸の処理の必要などから、宮崎大学、県木材利用技術センターと高鍋町の3団体で実態調査を行い、家屋に寄せつけない忌避剤の研究を行うと説明があり、宮崎大学、県木材利用技術センターの研究にノウハウはあるのかの質疑には、過去、両施設でゴキブリなどの害虫に関する共同研究を行った実績があり、何らかのノウハウがあると考えていると答弁がありました。

福祉課です。コロナ禍における原油価格、物価高騰等により、真に生活に困っている方々への国の総合緊急対策の支援措置の強化が目的の事業等について説明があり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を家計急変による受給資格があるが、申請しないことで受給できていない世帯に、令和4年度の課税情報を活用しプッシュ型給付を行うと説明がありました。

令和3年度に家計急変による給付を受けた世帯数はこの質疑には、非課税世帯2,399世帯、家計急変20世帯との答弁がありました。

健康保険課です。子宮頸がんを予防するためのHPV感染症予防ワクチン接種は、公費により小学6年から高校1年相当の女子は、予防接種法に基づき定期接種を受けることが

できるもので、平成25年から令和3年度の間、積極的な接種勧奨を差し控えていたが、厚生省の通知により令和4年4月から接種勧奨を再開。以前の期間に任意で接種した女性に対する救済。住民票は高鍋町にあるが、県外で自費で接種した方への助成を行うものとの説明がありました。

子宮頸がんの発症メカニズム、患者数等の質疑には、HPVは男女に感染するありふれたウイルスで、感染しても90%は免疫で排除されるが、10%が長期感染により数年かけてがん化するもの。20代から増え始め、30代までにがんの治療で子宮を失い、妊娠できない方が全国で毎年約1,000人。全国で毎年1万1,000人が罹患し、約2,900人が亡くなるとの答弁がありました。

ワクチン接種で50%から70%のがんの予防ができるが、接種後に生じ得る多様な症状等の十分な情報提供ができない状態であったため、積極的勧奨が平成25年から差し控えられたと、と答弁がありました。

財政経営課です。教職員住宅、東小校長住宅の廃止に伴い公有財産売却に係る不動産鑑定評価が必要となるため、不動産鑑定手数料、また、旧教育委員会解体に伴い解体工事実施設計業務が必要となるため、測量設計委託するものと説明がありました。

使われなくなった教職員住宅の処分はどのように行うのかの質疑に、順次売り出していくと答弁がありました。

総務課です。情報配信システムについて、メールや防災行政無線に加え、ニーズが高いLINEやフェイスブックへワンオペレーションでの一斉配信が可能となるよう改修、情報配信操作に係る負担軽減、迅速性及び正確性の向上を図るための委託料と説明がありました。

各種メディアの利用数は増えているかの質疑に、メールは横ばい、LINEは増加傾向にあると答弁がありました。

まとめに入り討論を求めたところ、町財政が逼迫する中、駅舎改修等に多額の税金を投入するのはいかなるものか、そのお金を使ってもっと町民のためになる事業に使えるのではないかと反対討論があり、ほかに討論はなく採決に移り、賛成多数で議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託された議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。令和4年第2回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中の関係部分についてです。

審査は、6月16日、17日の2日間、第1会議室において、16日は委員7名全員出席、17日は1名欠席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局1名参加の下、行いました。また、6月17日の10時より、温泉の源泉施設の現地調査を行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について議案順に行います。

まず、社会教育課です。社会教育総務費負担金補助金及び交付金は、コミュニティ助成事業の補助金で、正ヶ井手自治公民館、道具小路東自治公民館に助成するもの。公民館費につきましては、まち・ひと・しごと創生基金積立金を活用して、たかしんホール2階視聴覚室にITセンターを設立するために必要となる経費を補正するものです。

次に、文化振興費デザイン等業務委託は、たかなべ伝・伝リターンズを引き続き作成するための補正で、令和4年度は4回発行、1回9,500枚印刷する予定です。

また、高鍋湿原の保全事業、高鍋神楽記録作成に係る県補助金、個人からの図書購入を目的とした教育寄附金などの歳入の説明を受け、質疑に入り、委員からITセンターの次年度以降の維持管理費の見込みはとの質疑に、今年度の運営委託料は190万円だが、今年度の試験運用を経てこれからどれぐらい経費がかかるか見極めていくとの答弁でした。

次に、委員から中央公民館をはじめ、様々な場所にWi-Fiを整備する予定は、また予算確保は考えていないのかとの質疑に、中央公民館に関しては、先日の総括質疑で町長が答弁した通りWi-Fi環境の整備を進めて行く。その他の社会教育施設に関しては、現時点では整備計画予定はないが、今後の検討課題であると考えているとの答弁でした。

次に、委員からたかなべ伝・伝の昨年度の成果はどうなっているのかとの質疑に、町民の皆さんから発行を楽しみにしている、全話をファイルにとじている、町内各地にこんな話が残っていることを知らなかった、終わってしまっていて残念ですなどの声をいただいております、好評だったと感じているとの答弁でした。

次に、教育総務課です。まず、授業目的、公衆送信補償金制度に係る補償金は、補償金を支払う代わりに著作物をインターネット送信できるようになるもので、今後、授業などリアルタイムでしか送信できなかったものをオンデマンドでの配信などができるようになり、学校に行けない子どもが自宅で授業を視聴できるなども可能になります。

次に、東西小学校及び給食センター、消防施設等修繕費用は、令和3年度の消防用施設点検において不具合の指摘を受けた設備の修繕を行うもの。高鍋西中学校浄化槽改修に伴う測量設計業務委託は、元の設計の仕様には盛り込まれていなかった測量やボーリング調査を行うものと説明を受け、質疑に入り、委員から以前業務委託しているひかり設計に関

してはどうなったかの質疑に、ひかり設計には当初の委託料のままその後の図面の修正等の対応は行ってもらった。今後は、信用実績のある別の業者に設計を継承させた上で業務委託を行うとの答弁でした。

次に、委員から給食会補助があるが、内容はどのようなもので持続可能なものかとの質疑に、新型コロナウイルス感染症などの影響で食材が高騰している中、保護者負担を増やさずことなく継続して学校給食を円滑に実施するために、高鍋町学校給食会で食材購入費として補助金を交付するもので、1食当たり15円を上乗せしているとしている。次年度以降については、今後の状況、経過を見守りながら給食単価の見直しについての検討などを行いたいと考えている。また、今回制定した補助金交付要綱は、給食食材等の急激な高騰に対応するための緊急措置として、給食単価の10%を上限として補助を行うことができるという内容にしていますので、次年度以降も給食の安定した供給に寄与できるものと考えているとの答弁でした。

次に、農業委員会事務局です。歳入は実績に伴う農業者年金業務委託手数料として、農林水産業費受託事業収入の増、歳出として農業委員会窓口で農業者年金受給の手続等で使用する航空写真の地図の印刷製本費との説明を受け、質疑に入り、委員から農業者年金加入者はどれぐらい増えているのかとの質疑に、令和2年は6名、令和3年は8名、新たに加入してもらっているとの答弁でした。

次に、建設管理課です。まず、社会資本整備総合交付金事業ですが、国の内示額が確定したことによる増額で、橋梁補修設計委託費として、田畑・烏帽子形(2)線の老瀬1号橋、蚊口・萩原線の鶴戸橋、工事請負費として、天神鶴・茂広毛平付線、東光寺・鬼ヶ久保線、小丸出口・正ヶ井手線、土地購入補償金として、東光寺・鬼ヶ久保線などの予算計上があります。

また、先日の火災により被災しました舞鶴、小丸団地の改修設計、舞鶴団地B棟の外壁改修工事等の予算計上の説明を受けました。

質疑に入り、委員から町営住宅の火災による改修工事設計委託は何軒分かとの質疑に、舞鶴団地が4軒、小丸団地2軒分の内装の設計と、外壁の部分も入っている。また、火災の原因に関しての質疑には、町としてある程度は把握しているが、守秘義務の関係で公表することはできないとのことでした。

次に、地域政策課商工観光係です。まず、雇用促進奨励金は、南薩食鳥株式会社、株式会社ヤミー・フードラボに対して、通信回線使用料補助金は、エイムネクスト株式会社に交付するもの。観光費の補助金は、県の文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業補助金を活用して、灯籠まつり実行委員会へ補助するもの。債務負担行為の高鍋町ふるさと納税推進業務委託は、期間を令和4年10月1日から令和7年3月31日にすることからの補正、追加補正であると説明を受け、質疑に入り、委員から灯籠まつりへの補助金が県の補助金を活用して合計で600万円になるが、今後も県の補助金は続くのか、また祭りはどのような内容になるのかとの質疑に、現時点では単年度の補助金と聞いている。これまでコロナ



で開催できなかった町の代表的な祭りを再興するための補助金なので、一例として集客のためにステージイベントや餃子フェス、文化継承のためには秋月種茂公の明倫堂の教えが受け継がれていくような冊子の作成などを考えているが、具体的には実行委員会で検討を行っていくことになるとの答弁でした。

最後に、農業政策課です。農業振興費の燃油等高騰対策緊急支援事業補助金は、原油、肥料の高騰に対し生産農家の負担を少しでも軽くするために、今回令和3年10月から令和4年3月の期間に購入したA重油及び軽油、肥料の購入費用の一部を助成するもの。畜産競争力強化整備事業補助金の減額は、町内に養鶏場を建設する予定がありましたが、事業者が事業の申請を取り下げたことにより予算の全てを減額するもの。源泉施設管理費の送油ポンプ修繕費は、現在設置してある2台のうちの1台の取替修繕を行うもので、修理も可能でしたが、かなり古いポンプであることから他の部品もいつ悪くなるか分からないことなので、今回は取り替える判断をしたとの説明を受けました。

その他、有機農業実施計画の策定や、有機農業実証の補助業務のための地域おこし協力隊1名分の予算計上などがあります。

以上、説明を終了し、委員から燃油高騰対策のための緊急支援費用が出ているが、具体的にはどのような被害が想定されての支援なのか、また具体的な支援策はどの質疑に、燃油については令和3年1月と令和4年3月では、軽油で1リットル当たり38円、重油では37円の値上げで、それぞれ1.3倍、1.5倍となっており、肥料については最大30%を超える値上がりとなっている。しかし、生産資材の高騰分のほとんど農畜産価格に転嫁できず、農業者は厳しい経営を強いられていることから補助を行い支援するもので、具体的にはA重油、軽油については1リットル当たり3円、上限3万円、肥料については購入価格の3%、上限2万円を補助するものと答弁でした。

また、補助金申請の対象経費の確認方法はどの質疑に、購入証明書を提出してもらい、対面で1件1件確認しながら申請していただくとの答弁でした。

質疑を終了し討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。報告があった部分はちょっと割愛させていただきますが、ちょっと具体的にはどんなことをするのかとか、そういう細かいことをちょっと聞いていきますけど、答えられなければ答えられなくて結構でございますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほど、燃油高騰対策のための緊急支援費用として報告がありました。この最大30%上昇したということですがけれども、A重油についてこれぐらいの補助で大丈夫なのかとい

うことをちょっとお伺いしたいと思います。

畜産業費がマイナス約5億1,130万円あることなんですけれども、これについてはいつの段階で計画があり、また高鍋では何か所のクラスター事業が実施されたのか、クラスター事業に適した土地があったのか、またどのような経営体が参入されているのか、その資料を見ますとA Iという書いてあります……。A Iかね、と書いてありますので、そこだけなんだろうと思うんですけれども、また別の業者も入っているかもしれませんが、この問題について国や県などどのような目標を考えていたのか、そこを聞かれたのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、道路の新設改良費のことについてなんですけど、これは3年、5年、10年計画というのができてるのかどうか、あただに要望があったところだけをやっているのか、それとも何年間か計画してやってきているのか、そのところを詳しくお聞かせ願いたいと思います。

そして、住宅管理費について公表できないと、火事があったところですね、という報告があったんですけれども、火事になったところは仕方がないとしても、下のほうの問題とか、舞鶴団地は下のほうが水で被害に遭ってるわけですよ。そして小丸団地については、上のほうの方が被害に遭ってるわけですよ。各家庭の被害状況というか、私は分からないんですけれども、その方たちがやっぱり片づけたりとかいろんなことをしていく上で、個人負担が出てきてるんじゃないかなというふうにちょっと心配してますんで、そのことをちゃんと委員会の中でもお聞きになられたかどうか、それをお伺いしたいと思います。

教育費の感染症対策については、先ほど報告がありましたかな。私が聞いてないかもしれませんが、マスク着用についての考え方というのは、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） お答えします。

まず、燃油高騰対策の補助が十分であるかということに関しましては、具体的な大丈夫かどうかは聞いておりませんが、今回の補助に対しての金額のみの報告を受けております。

次に、畜産クラスター事業の事業取り下げによる減額補正に関する質疑ですが、まずこの事業の計画については令和3年11月からの計画ですが、当初は小並地区での計画でしたが、地域の反対が強く、1月に正祐寺地区に計画を変更をしております。

次に、高鍋でのクラスター事業の実施予定についてですが、現在の計画では令和3年度に事業が取り下げられました宮崎TMRセンターが、令和5年に建設事業再開に向けて事業が進められている以外の計画は現在ありません。

次に、クラスター事業に適した土地についてですが、どこが適しているかということは一概には言えませんが、現状としては住宅に近いところではなかなか同意が取れていないという現状があります。

次に、事業者の参入については、今回事業を取りやめたA I フーズは、株式会社西の丸

ホールディングスの系列会社になります。ちなみに、上永谷に建設されました養鶏場の事業者も株式会社西の丸ホールディングスの系列会社になります。

また、国や県の目標に関しましては、県において宮崎県家畜・鶏改良増殖計画が令和4年3月に策定をしております。

次に、道路新設改良費の詳細、道路改良や要望等中長期計画についてですが、要望を受けましたら現場確認を行い、要望書をまとめております。軽微な要望については早急に対応を行い、時間や費用を要する要望につきましては検討を行い、整備の優先度の高い箇所から対応をしており、3年、5年、10年の整備計画はありませんが、補助事業、補助要件を満たさない箇所について優先順位をつけて整備を行っておりますが、限られた予算の中での対応ですので、要望に追いついていないというのが現状です。

また、団地の火災についての対応についてですが、詳細な説明は受けておりませんが、下の方、上の方ですね、家賃の減免や使えなくなった家具の片付けなどを対応をしているということです。

最期に、マスクですよね。次に、マスクの着用についての考え方ですが、小中学校のということでもよろしいですね。はい。

学校教育活動におきましては、児童生徒及び教職員は、身体的な距離が十分取れないときにはマスクを着用すべきですが、例えば体育の授業や部活動、登校時など、十分な身体的距離が確保できる場合や、気温、湿度が高い日等は、熱中症などの健康被害を考慮し、マスクを外すこととしております。特に、自己判断がしづらい小学生等は、積極的な声かけなど指導を行っていますが、これからの季節におけるマスクの着用については熱中症のリスクが高まる恐れがあることから、各学校において熱中症が命に係わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対して危険性を的確に指導するとともに、保護者に対しても理解、協力を求めることとしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論を行います。

今回の案件には、燃油高騰に対応する支援をはじめ、町営住宅の改修、道路改良に伴う予算、中央公民館へのWi-Fi環境整備、生徒への感染症対策としての予算など、ほぼ

認められる内容であります。しかし、総務厚生常任委員会で審査した内容で、駅舎の設計変更が出されました。古い駅舎を買い、JRと十分な協議はなされたのでしょうか、高鍋町の財政は逼迫しており、おまけに商工会館を商工会議所が町有地へ建設したときには、教育委員会建設を町自体が建築したい工事者となれば、いろんな意味で設計者や建築業者選定にも時間がかかると、いろんな言い訳をしながら高鍋町の土地へ商工会議所建設を承認し、月74万円以上の家賃をはじめ、負担をしてきている状況です。

例えば、駅舎を観光協会が建設しJRへ貸し出すとなれば、JRは決して賛同されなかったのではないかと推察されます。なぜ、高鍋町は2億円以上の負担をしてまでも駅舎を買取り、建設したかったのでしょうか、疑問です。

町民が望んでいるのは、使いやすい駅としてエレベーター設置や駅の中にお買い物できる環境、高校生が小腹がすいたときにちょっとした食べ物を提供してくれるところがあればいいねだったと記憶しています。議員がいただいた設計図を、蚊口地区の方や高校生は見ているのでしょうか。自分たちが使う場所、自分たちでアイデアを出せない、そのような駅は住民要求から程遠いものだと考えます。できればこれをきっかけに、3,000人以上の乗降客ができる仕掛けがあればいいのですが、担当課への聞き取りからは、あまり将来像が見えてこないのはなぜでしょうか。

私は、提案しました。駅の中では、Wi-Fi環境もできるようです。通学する高校生のために、進学に必要な赤本や、学ぶための図書環境整備、観光協会がピアノを設置しているようですが、鍵をかけて弾けないようにするのではなく、もっとオープンに誰でも弾けて誰でも聴ける外国の駅と同じように、誰にでも愛される駅にする、そのことが高校生からいろんな人たちへと口コミで話題を生み、いずれ高鍋でピアノを教えている方々の支援などを受けて一流の方をお呼びして、それにいろんな楽器を加えて演奏するなど、将来的には音楽のある駅舎として、10年後にはエレベーターがなければ恥ずかしい、JRからつけさせてくださいと言っただけの環境を作ることは難しいかもしれませんが、志は大切だと思います。

また、債務負担行為でふるさと納税推進業務委託がありますが、目標額を明確にした債務負担行為であってほしいと思います。

高鍋町の財政は、非常に厳しい状況です。ふるさと納税に重きを置いて望むなら、せめて20億円、いや30億円の納税額を達成できる業者へとシフトしていただきたい。そのためには、あらゆるアイデアを駆使して望むべきです。商店街の中で、私はそこに1つのアイデアがあります。商店街の中で、長らく肉屋さんを営んでおられる方がいます。お肉を知り尽くし、筋や骨、血などを取り除き、捨てる部分は多くありますが、おいしい牛肉を提供していただけます。残念なことに、来年にはお店を閉めたいという意向のようです。私なら、地域協力隊員を派遣し、1年間お肉をある程度扱えるノウハウを伝授していただき、ギョーザの仕込みなどをしっかりと学び、それをふるさと納税に生かせる環境を作ることを考えます。

町長は、一般質問の答弁でも地方交付税に頼らない自治体を目指されています。それには、委託業者のみならず、町民から広くアイデアを募り、アイデア倒れではなく、しっかりと実現するまでフォローできる環境や人材育成に力を尽くすべきです。草刈りや力仕事だけでは、夢がなくなります。

また、総括質疑で、町長はW i — F i 環境整備をお約束していただきました。隗より始めよです。一步ずつ前進し、高鍋町が不交付団体となるためにはどうすべきかをしっかりと職員と一致団結した町政運用をしていただくことを希望して、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第39号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第40号

### 日程第4. 議案第41号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第40号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第41号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

本2件は特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 15番。令和4年第2回定例会において、特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第40号、議案第41号の2件であります。特別委員会における議案審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、6月14日、15日の2日間、審査は第一会議室にて、議長を除く、14日1名欠席、15日1名欠席、12名の委員出席の下、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第40号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算総額は変更はなく、補正の主な内容としては、歳入は、国民健康保険税と国民健康保険基金繰入金、繰越金間での財政調整、歳出は、科目の変更を

行うものとの説明を受け、質疑に入り、委員より国民健康保険基金残高は幾らあるのかの質疑に、約5億8,000万円との答弁でありました。

以上、質疑を打切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第41号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ1,885万8,000円とし、補正の内容としては、歳入では雑用水使用料について滞納繰越分を増額、歳出では基金積立金の増額及び公用車の車検費用との説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計決算審査及び特別会計予算審査特別委員会に付託されました認定及び議案について、御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第40号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第40号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

基金を計画的に国保税を急激に上昇させない努力について、大変評価をしたいと思います。そのおかげで、私たちの国保税は徐々に上がるのではありますが、大変ほかの自治体と比較して低くなっていることは、この前の資料をいただいて明らかになっております。まだ5億円以上残っている基金を利用して、来年度からもしっかりとこういう対応を国保税の減税のために本当に役立てていただくこと要望して、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第40号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第41号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

人間は間違いを改めたり、認めたりするのは、本当に大変な勇気がいると思います。しかし、それでも今まで賦課していなかった状況をしっかりと私たちに報告をし、その過程の相談もしっかりと報告されたこと、これはやはり職員の誇りだと思います。私たちは、いつでもきちんとした報告を待っています。皆さんが努力されたことがしっかりと反映されるような予算であってほしい、そういうものであってほしいと私は願って、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第41号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 請願第1号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、請願第1号県営経営体育成基盤整備事業柵瀬地区受益者負担軽減に関する請願についてを議題といたします。

本件は、文教産業建設常任委員会に付託されておりましたので、文教産業建設常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。令和4年第2回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました、請願第1号県営経営体育成基盤整備事業柵瀬地区受益者負担軽減に関する請願について、審査をいたしましたので経過を御報告いたします。

まず、6月9日の審査では、紹介議員に出席、説明を求めることを決定し、さらに小丸川土地改良区、柵瀬地区農地整備促進協議会の方にも御来場いただき、請願趣旨について意見説明を求めることとしました。また、今後の審査日程についても協議し、決定をいたしました。なお、現地調査に関しましては、6月17日小丸川土地改良区、柵瀬地区農地整備促進協議会の方の案内にて、現地の視察を行いました。

それでは、審査に関してですが、6月14日は第一会議室において、議員1名欠席の

6名出席、紹介議員2名、小丸川土地改良区、栲瀬地区農地整備促進協議会、要点筆記事務局1名同席の下、紹介議員と土地改良区の方々への時間をずらして説明をしてもらいました。なお、詳細説明を受け、委員より多くの質疑がありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

まず、紹介議員に対しては、請願の趣旨説明、理由の説明を受け、後継者がいない現状などを考えると、負担を軽減することが高鍋町の農業を守るという意思表示にもなるし、整備後の農地の買い手の模索や、農業をやりたいと移住してきた方への農地の提供など、様々な期待が持てると思う。また、現在の状況は農道が大変狭く、配水路は素掘りと言われる溝もあり、昭和50年頃の砂利採取の外的要因による田んぼの形状の変化、また資材の高騰などの、農業を取り巻く急激な環境変化に農家は大変な窮地に陥っており、そんな中、米の価格の低迷にあっても、作業の機械化の推進を図り持続可能な営農を行うためにも、今回の事業を行うことが必要だ、などの意見がありました。

次に、小丸川土地改良区、栲瀬地区農地整備促進協議会の方への聞き取りですが、まず今回の事業は栲瀬地区に関しては平成25年辺りから農地整備を行いたいと申し出があり、土地改良区が主体となって協議を行ってきたこと。当初は木ノ瀬地区の10ヘクタールの圃場整備を行う予定だったが、それでは栲瀬地区全体の農地をカバーできないので、県営事業として栲瀬地区も含めた基盤整備を行うことになったこと。現在、栲瀬1期地区の事業は採択になっており、2期地区に関しては今年度中の採択を目指していると説明を受け、質疑に入りました。

説明が終わり、委員から工事後の維持管理費はこれまでとどのように変わるのかとの質疑に、現在、農家の高齢化により、維持管理が行き届いていない状況が目立ち始めている。今回の事業をやることで、担い手に農地を集約することを計画していて、集約ができれば若い後継者が国の交付金を活用しながら、維持管理が適切に行えるものと考えているとのことでした。

次に、地域柄、上江地区からの水量が多いと思われるが、整備後の排水状況はどのようなのかとの質疑に、県営事業としての採択を受けているので、基本計画設計の際には県の専門技術者が水田の高低、雨量、排水量を測定して、営農に則した設計計画を行い、水路断面も決定するので、災害等が発生しないような排水路整備になるものと考えている。また、地元から排水路計画に対しての要望も行っていると説明がありました。

次に、整備後の作物はこれまでと変わるのかとの質疑には、米作を中心に二毛作、冬場の野菜、ハウス団地の構築などで、今まで以上に作物の選択が可能となる。また、選択肢が広がることで農家所得の向上、勤労時間の短縮にもつながる。担い手が意欲を持って基盤整備の実施を希望している状況もあるので、事業の推進をしているとの意見でした。

次に、高鍋町の負担も集積率によって変わるが、財政面も考えるとできるだけ集積率を上げる努力をお願いしたいが、達成率の見込みはどの質疑に、目標は負担を減らすよう85%を目指している。集積に関してはできるだけ努力をするので、どうしても達成でき



ない残りの部分の負担を町にお願いしたいとのことでした。

以上、質疑は終了し、討論を求めたところ、将来の高鍋町の農業を考えると集積をすること、経営体の育成は非常に重要なことで必要な事業であることは分かるが、土地改良区の理事長も言うように、竹鳩地区や切原地区など、今後同じように集積事業に取り組むかもしれない地区の模範になるとするならば、町の負担割合なども今後の事例になると思うので、栲瀬地区の受益者の方には同意率と集積率を上げる最大限の努力をしていただくことが、軽減支援の前提条件になるのではないかなどの意見がありました。

以上、討論を終了し、賛成全員で採択すべきものと決しました。

なお、採択されました請願第1号の審査報告についてですが、会議規則第93条第3項に基づき、採択された請願第1号を町長に付記することについては適当であると認められましたので、その旨を請願審査報告書に付記いたしました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました請願の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、請願第1号県営経営体育成基盤整備事業栲瀬地区受益者負担軽減に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第6. 発議第3号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、発議第3号水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則。発議第3号水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員日高正則。

賛成者、高鍋町議会議員田中義基、春成勇、青木善明、古川誠、黒木博行、後藤正弘。  
只今から読み上げます。

水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書。

我が国における米の消費量は、食の多様化が進むとともに人口減少の進行により、年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み、米価が下落する状況となっています。

国においては、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、今後5年間に1度も水稻の作付がなかった水田を、水田活用の直接支払交付金の対象から除外するという内容が示されました。

当町においては、農業者等が国の米政策に基づき、地域農業の振興に努めてきました。この見直しが実施されれば、国からの交付額が大幅に減額になる状況にあり、これまで築いてきた産地の崩壊につながりかねません。さらに、交付金の対象とならない水田が発生することにより、耕作放棄地の増大につながるなど、今後の農業、農村の持続的発展に深刻な影響が懸念されます。

よって、政府におかれましては、水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、自給率が低い戦略作物、農作物に対する交付金、支援策を充実させ、全ての農家経営の安定を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月20日、高鍋町議会議長緒方直樹。

意見書提出、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。
- 

#### 日程第7. 議員派遣の件

- 議長（緒方 直樹） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。  
本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。
- 

#### 日程第8. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

- 議長（緒方 直樹） 日程第8、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。  
本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
- 

#### 日程第9. 閉会中における議会運営委員会活動について

- 議長（緒方 直樹） 日程第9、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。  
本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。
- 

#### 日程第10. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

- 議長（緒方 直樹） 次に、日程第10、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。  
本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日に日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。  
これで、令和4年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員